

# (一財)山口県建築住宅センター適合証明業務手数料 (税込) 円

令和2年9月1日

## 第1 一戸建て新築住宅

融資種別	区 分	設計検査	中間検査	竣工検査
フラット35		6,000	7,000	7,000
フラット35	バリアフリー性、耐久性・可変性	12,000	7,000	10,000
S	耐震性、省エネルギー性	26,000	7,000	10,000
	建設住宅性能評価を活用			7,000

## 第2 共同建て新築住宅

融資種別	区 分	設計検査	竣工検査
フラット35	住戸15戸以下	34,000	14,000+1,500×戸数
フラット35S	〃 バリアフリー性、耐久性・可変性	39,000	14,000+2,000×戸数
	〃 耐震性、省エネルギー性	50,000	14,000+2,000×戸数
	建設住宅性能評価を活用		14,000+1,500×戸数

### [新築住宅]

- ※ 竣工済特例適用時の検査手数料は、設計検査、中間現場検査、竣工現場検査の合計金額とします。ただし、当センターで設計検査合格書を取得している場合は、設計検査手数料を割引とします。
- ※ 機構承認住宅(設計登録タイプ)の設計検査手数料は、設計検査から3,000円割引とします。
- ※ 長期優良住宅・設計性能評価等を活用して設計検査を省略する場合は、中間検査または竣工検査手数料に3,000円加算します。
- ※ 以下のいずれかの書類の写しを添付し申請する場合は、フラット35として区分します。
  1. フラット35S(金利Aプラン)の省エネルギー性を選択する場合
    - ① 「住宅事業建築主基準適合書」
    - ② 「低炭素建築物新築等計画認定通知書」
  2. フラット35S(金利Aプラン)の耐久性・可変性を選択する場合
    - ① 「長期優良住宅認定通知書」
  3. フラット35Sの省エネルギー性を選択する場合 (※設計検査手数料が対象)
    - ① 「設計住宅性能評価書」
    - ② 「BELS 評価書」
- ※ 建設住宅性能評価の活用による設計検査及び中間検査の省略は、断熱等性能等級2以上かつ、劣化対策等級2以上、かつ、維持管理対策等級3(所定の配管が点検可能な場合は等級1)以上を必要とします。
- ※ 共同建て新築住宅の適用区分の「住戸15戸以下」は1棟の戸数とし、16戸以上の検査手数料は、別途見積りを行います。
- ※ フラット35登録マンションの検査手数料は、別途見積りを行います。

### 第3 中古住宅

建物種別	区 分	書類確認・現地調査	備 考
戸建て	フラット 35	41,000	中古タイプを含む
		49,000	〃 (確認日が S56.5.3 以前)
	フラット 35S	49,000	耐震または省エネルギー計算を伴う物件は除く
マンション	フラット 35	37,000+4,000(戸数)	中古タイプを含む
		44,000+5,000(戸数)	〃 (確認日が S56.5.3 以前)
	フラット 35S	44,000+5,000(戸数)	耐震または省エネルギー計算を伴う物件は除く

※ 以下のいずれかの書類の写しを添付し申請する場合は、フラット35として区分します。

1. フラット35S(金利Aプラン)の省エネルギー性を選択する場合

- ①「住宅事業建築主基準適合書」
- ②「低炭素建築物新築等計画認定通知書」

2. フラット35S(金利Aプラン)の耐久性・可変性を選択する場合

- ①「長期優良住宅認定通知書」

※ 当センターが交付した建設住宅性能評価書等を活用した検査手数料は別途見積りを行います。

※ 耐震評価または省エネルギー評価が必要な検査手数料は別途見積りを行います。

※ 現場審査以前に不適合が確認され取り止めた場合は、8,000円を除いた額を返却します。

### 第4 賃貸住宅

融資種別	区 分	設計検査	竣工検査
省エネ住宅・高齢者住宅	住戸 15 戸以下	34,000+5,000×棟数	15,000+2,000×戸数

※ 適用区分の「住戸 15 戸以下」は 1 棟の戸数とし、16 戸以上の検査手数料は別途見積りを行います。

### 第5 リフォーム

区 分	
部分的バリアフリー工事	15,000
耐震改修工事	30,000
改築工事	30,000
増築工事	30,000
修繕工事(修繕・模様替え)	30,000

※ 耐震評価または省エネルギー評価が必要な検査手数料は、別途見積りを行います。

### 第6 適合証明書の再交付

再交付の手数料は、一部につき 1,000円とします。